

市町村立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

# 「中堅教諭等資質向上研修」 実施の手引

令和 6 年 度

奈良県教育委員会

# 目 次

令和6年度 奈良県教育委員会 市町村立小学校・中学校・義務教育学校「中堅教諭等資質向上研修」実施要項……………	1
令和6年度 奈良県教育委員会 市町村立高等学校「中堅教諭等資質向上研修」実施要項 ……………	4
中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に関し必要な事項 ……………	7
中堅教諭等資質向上研修について	
1 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校教諭の 「中堅教諭等資質向上研修」について……………	10
2 中堅教諭等資質向上研修に係る手続き等について……………	11
移行措置……………	12
「中堅教諭等資質向上研修」に関する書類等……………	13
各種提出様式……………	16
令和6年度中堅教諭等資質向上研修の流れ……………	28

令和6年度 奈良県教育委員会  
市町村立小学校・中学校・義務教育学校「中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じて、市町村立の小学校等（ただし、奈良市を除く。）における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象等

(1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教諭（以下「当該教諭」という。）は、令和6年4月1日現在で教諭としての勤務実績が8年以上10年以下の者とし、勤務実績が8年に達した年度の次の年度から3か年の間に受講するものとする。ただし、令和5年度までに研修実施計画書の写しを奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出している者については、別に定める。

(2) 次に掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。

ア 臨時的に任用された者

イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修又は中堅教諭等資質向上研修を修了した者

ウ 会計年度任用職員

エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

オ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者

（対象の留意点）

(3) 2(1)の勤務実績は、国立、公立又は私立の小学校等の教諭（ただし、養護教諭、栄養教諭、保育教諭等は除く。）として勤務した実績（臨時的に任用された期間を除く。）とし、勤務実績の計算方法、中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に関し必要な事項は、別に定める。

3 実施主体等

中堅教諭等資質向上研修は、市町村教育委員会の協力を得て、県教育委員会が実施する。

4 内容等

中堅教諭等資質向上研修は、研修実施計画書の作成等の事前準備、必修研修、選択必修研修、課題探究研修（勤務校での実践）からなり、その主な内容は次のとおりとする。各研修の内容及び実施方法等については別に定める。

（研修実施計画書の作成）

研修コンテンツを視聴し、学校管理職による指導助言を踏まえ、研修実施計画を立てる。

（必修研修）

ミドルリーダーとしての実践に向けて、教育課題等を発見・解決する力を身に付けることを目的とする内容の必修研修Ⅰを1講座受講する。

チームの一員として取り組むための同僚性を高めることを目的とする内容の必修研修Ⅱを1講座受講する。

（選択必修研修、課題探究研修）

勤務校における課題発見・解決に向けた主体的な学びを深めることを目的とする内容の選択必修研修を1講座受講する。

選択必修研修を受講後、当該教諭の学校運営に係る職能の向上を目的とする課題探究研修（勤務校での実践）を実施する。課題探究研修では、設定した課題解決に向けて、組織的・計画的に勤務校で

実践に取り組み、実施後は、これまでの学びを最終成果レポートにまとめ、ミドルリーダーとして学校運営に参画することにつなげる。

## 5 研修計画

(事前評価と研修実施計画書)

- (1) 校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該教諭の能力、適性等について評価を行うものとする。
- (2) 当該教諭は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、校長等の学校管理職との対話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。校長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。
- (3) 校長は、作成された研修実施計画書を期日までに市町村教育委員会に提出するものとする。市町村教育委員会は、作成された研修実施計画書を確認し、精査した上で期日までに県教育委員会に提出するものとする。

## 6 校内体制

- (1) 当該教諭は、校長の指導の下、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、学校全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 校長、副校長及び教頭は、研修実施計画に従い、当該教諭の指導及び助言に当たるものとする。

## 7 最終成果レポートによる研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 4 内容等に定める全ての研修を終了した当該教諭は、各勤務校での実践を踏まえ、最終成果レポートを作成し、校長に提出するものとする。
- (2) 校長は、提出された最終成果レポートを確認し、指定された期日までに市町村教育委員会に提出するものとする。なお、最終成果レポートについては、当該教諭に対する以後の指導や研修に活用することが望ましい。
- (3) 市町村教育委員会は、校長から提出された最終成果レポートを確認し、必要に応じて校長に指導助言するものとする。また、最終成果レポートの写しを、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
- (4) 校長は、令和6年度に修了予定であった勤務実績10年の当該教諭が4内容等に定める全ての研修を終了できない場合は、市町村教育委員会を通じて県教育委員会に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。

(修了の認定)

- (5) 中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、市町村教育委員会から県教育委員会に提出された最終成果レポートを基に（奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規定により）県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該教諭の所属する市町村教育委員会と確認の上、市町村教育委員会を通じて校長へ通知する。

## 8 文書保存

市町村教育委員会は、当該教諭の研修実施計画書及び最終成果レポートを修了認定後5年間保存するものとする。

## 9 実施校校長説明会

県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会担当者を含む実施校校長説明会を年度当初に開催するものとする。

## 10 その他

- (1) 奈良県立教育研究所が主催する中堅教諭等資質向上研修の受講に係る旅費については、奈良県立教育研究所負担とする。
- (2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。
- (3) 令和5年度までに研修実施計画書を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施している者については、移行措置を適用するものとする。ただし、令和5年度までに研修実施計画書を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施している者で、勤務実績が8年に満たない者は、実施対象年に達してから研修を再開する。これらの詳細については、別に定める。
- (4) 「奈良県立教育研究所における長期研修実施要項」による研修を行う者及び、その他、県教育委員会が認める長期にわたる研修等を行う者は、その修了をもって中堅教諭等資質向上研修に充てることのできるものとする。

令和6年度 奈良県教育委員会  
市町村立高等学校「中堅教諭等資質向上研修」実施要項

1 目的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じて、市町村立の高等学校における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

2 対象等

(1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教諭（以下「当該教諭」という。）は、令和6年4月1日現在で教諭としての勤務実績が8年以上10年以下の者とし、勤務実績が8年に達した年度の次の年度から3か年の間に受講するものとする。ただし、令和5年度までに研修実施計画書の写しを奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出している者については、別に定める。

(2) 次に掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。

ア 臨時的に任用された者

イ 他の研修実施者が実施する十年経験者研修又は中堅教諭等資質向上研修を修了した者

ウ 会計年度任用職員

エ 地方公務員法第26条の6第7項、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

オ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、研修実施者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者

（対象の留意点）

(3) 2(1)の勤務実績は、国立、公立又は私立の小中学校等の教諭（ただし、養護教諭、栄養教諭、保育教諭等は除く。）として勤務した実績（臨時的に任用された期間を除く。）とし、勤務実績の計算方法、中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に関し必要な事項は、別に定める。

3 実施主体等

中堅教諭等資質向上研修は、市町村教育委員会の協力を得て、県教育委員会が実施する。

4 内容等

中堅教諭等資質向上研修は、研修実施計画書の作成等の事前準備、必修研修、選択必修研修、課題探究研修（勤務校での実践）からなり、その主な内容は次のとおりとする。各研修の内容及び実施方法等については別に定める。

（研修実施計画書の作成）

研修コンテンツを視聴し、学校管理職による指導助言を踏まえ、研修実施計画を立てる。

（必修研修）

ミドルリーダーとしての実践に向けて、教育課題等を発見・解決する力を身に付けることを目的とする内容の必修研修Ⅰを1講座受講する。

チームの一員として取り組むための同僚性を高めることを目的とする内容の必修研修Ⅱを1講座受講する。

（選択必修研修、課題探究研修）

勤務校における課題発見・解決に向けた主体的な学びを深めることを目的とする内容の選択必修研修を1講座受講する。

選択必修研修を受講後、当該教諭の学校運営に係る職能の向上を目的とする課題探究研修（勤務校での実践）を実施する。課題探究研修では、設定した課題解決に向けて、組織的・計画的に勤務校で

実践に取り組み、実施後は、これまでの学びを最終成果レポートにまとめ、ミドルリーダーとして学校運営に参画することにつなげる。

## 5 研修計画

(事前評価と研修実施計画書)

- (1) 校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該教諭の能力、適性等について評価を行うものとする。
- (2) 当該教諭は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、校長等の学校管理職との対話に基づき、効果的な指導助言等を踏まえて研修実施計画書を作成するものとする。校長は、作成された研修実施計画書を確認し、必要に応じて調整するものとする。
- (3) 校長は、作成された研修実施計画書を期日までに市町村教育委員会に提出するものとする。市町村教育委員会は、作成された研修実施計画書を確認し、精査した上で期日までに県教育委員会に提出するものとする。

## 6 校内体制

- (1) 当該教諭は、校長の指導の下、研修実施計画に従い、研修を行うものとする。
- (2) 校長は、中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするため、学校全体としての体制を確立するものとする。
- (3) 校長、副校長及び教頭は、研修実施計画に従い、当該教諭の指導及び助言に当たるものとする。

## 7 最終成果レポートによる研修報告

(研修実施報告書)

- (1) 4 内容等に定める全ての研修を終了した当該教諭は、各勤務校での実践を踏まえ、最終成果レポートを作成し、校長に提出するものとする。
- (2) 校長は、提出された最終成果レポートを確認し、指定された期日までに市町村教育委員会に提出するものとする。なお、最終成果レポートについては、当該教諭に対する以後の指導や研修に活用することが望ましい。
- (3) 市町村教育委員会は、校長から提出された最終成果レポートを確認し、必要に応じて校長に指導助言するものとする。また、最終成果レポートの写しを、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。
- (4) 校長は、令和6年度に修了予定であった勤務実績10年の当該教諭が4内容等に定める全ての研修を終了できない場合は、市町村教育委員会を通じて県教育委員会に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。

(修了の認定)

- (5) 中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、校長から市町村教育委員会に提出された最終成果レポートを基に（教育公務員特例法第二十条及び第二十四条の規定により）市町村教育委員会が行う。ただし、県費負担教職員については、県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会は市町村教育委員会から提出された最終成果レポートの写し等を基に、修了の認定について市町村教育委員会へ助言することができるものとする。

## 8 文書保存

市町村教育委員会は、当該教諭の研修実施計画書及び最終成果レポートを修了認定後5年間保存するものとする。

## 9 実施校校長説明会

県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、市町村教育委員会担当者を含む実施校校長説明会を年度当初に開催するものとする。

## 10 その他

- (1) 奈良県立教育研究所が主催する中堅教諭等資質向上研修の受講に係る旅費について、奈良市立一条高等学校及び大和高田市立高田商業高等学校は学校負担、山添村立奈良県立山辺高等学校山添分校及び五條市立西吉野農業高等学校は奈良県立教育研究所負担とする。
- (2) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。
- (3) 令和5年度までに研修実施計画書を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施している者については、移行措置を適用するものとする。ただし、令和5年度までに研修実施計画書を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施している者で、勤務実績が8年に満たない者は、実施対象年に達してから研修を再開する。これらの詳細については、別に定める。
- (4) 「奈良県立教育研究所における長期研修実施要項」による研修を行う者及び、その他、県教育委員会が認める長期にわたる研修等を行う者は、その修了をもって中堅教諭等資質向上研修に充てることのできるものとする。